

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成25年8月19日(月)

開会 13時30分

閉会 14時28分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

教職員課 課長 梅村和弘、班長 眞崎俊明、班長 小宮敬徳、班長 吉田淳

主幹 早川巖、主幹 加藤真也

福利・給与課 課長 紀平益美

生徒指導課 課長 田淵元章、子ども安全対策監 倉田幸則

人権教育課 課長 川島三由紀、人権教育監 小松貞則

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第26号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件 名
報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について
報告2 いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・ **会議成立の確認**

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・ **前回審議事項（平成25年7月24日開催）の審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・ **議事録署名人の指名**

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第26号は人事管理に関する案件であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の議案第26号を審議し、そのあと、公開の報告1から報告2の報告を受ける順番とすることを承認する。

・ **審議事項**

議案第26号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・ **審議事項**

報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について（公開）

（梅村教職員課長説明）

報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成25年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページに教員採用選考試験第1次選考試験の合格者数を、各校種、教科別に一覧表にさせていただいております。既に8月7日に合格発表をさせていただいております、表の合計を見ていただきますと、採用見込数約603名のところに申込者数3,395名、受験者数3,092名、第1次合格者数1,373名としまして、第2次選考試験へ移っているところです。

第2次選考試験ですが、8月17日土曜日に、論述試験を行い、終了しております。今週21日に技能・実技試験を、翌日の22日から29日までが面接試験を実施するというので、第2次選考試験を進めさせていただきます。最終の合格発表は、9月20日金曜日の予定ですので、よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。報告1はいかがでしょう。何かございますか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」について (公開)

(川島人権教育課長説明)

報告2 いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」について

いじめ問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」について、別紙のとおり報告する。平成25年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長、生徒指導課長。

この度、人権教育課と生徒指導課が共同して作成をいたしましたのが、本日、報告をさせていただきます、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」でございます。この資料は、いじめは人権侵害であり、どの子にもどの学校においても起こり得るという認識のもとに、まずは教職員の人権感覚と教育実践力を高めること、そして、自他の人権を守るための実践行動ができる児童生徒の力を育成するということを目的として作成をさせていただいております。内容等につきまして、教育監から報告をさせていただきます。

(小松人権教育監説明)

文部科学省は、平成18年10月19日付けの初等中等教育局長通知で、いじめの問題への取組のチェックポイントといたしまして、「指導体制」「教育指導」「早期発見・早期対応」「家庭・地域社会との連携」の4点を掲げております。この4点をベースといたしまして、人権教育の観点を踏まえ内容を作成し、掲載いたしました。お手元にあります冊子ですが、前半は教職員研修プランとなっております。5ページ以降20ページまでがいじめの早期発見・早期対応など、8つの教職員研修プランを掲載しております。

後半の23ページ以降は、学習展開例をワークシートの形式で掲載しております。傍観者をなくし、児童生徒が主体的に行動して、いじめをなくそうとする意欲や行動力を育むための指導資料となっております。

なお、お手元にCD-ROMも配付をさせていただいています。この冊子の内容をワードファイルで保存をしたものでございます。これにより指導資料を編集加工していただき、学校の実態に合わせてお使いいただけるようになっております。25ページ以降を見ていただきますとお分かりいただけると思いますが、冊子上では青色の文字で指導のポイントや児童生徒の反応などについて解説をしております。このCD-ROM内のファイルを使うことで、解説のない白紙のワークシートをプリントアウトすることが可

能となっております。

配付についてですが、全6、100冊印刷をいたしました。お手元のペーパーにございますとおり、小学校には5、6年生の学級数分を、中学校、県立学校には全学級数分を基準とした数を配付しております。なお、CD-ROMは各校1枚となっております。

今後の対応といたしましては、人権教育課及び生徒指導課が主催する研修会での周知や、各学校や市町教育委員会からの要請に対応して、指導主事の派遣等をさせていただき指導資料の定着を図りたいと考えております。

また、生徒指導課所管の「いじめを許さない『絆』プロジェクト事業」におきましても有効活用をし、いじめのない安心して学べる学校環境づくりを推進してまいりたいと思っております。

【質疑】

委員長

報告2についてはいかがでしょうか。

これを教材として具体的に小中高ではどういう時間設定でやることになるんですか。

そこは各校に依頼するんですか。

人権教育監

その部分については、これからこんな使い方ができますという例示をさせていただくような研修会などをやっていきたいと思っております。

委員長

例えばどういう時間でやっていくんでしょうか。

人権教育監

人権教育の中での授業とか、あるいは道徳教育のところでもできるかと思っております。

委員長

今、こうやって配付するわけだから、できれば早めに9月から取り組んで欲しいという言い方をされるわけですか。学校の先生方って結構決めてしまっている部分があるんじゃないかという気がするんですが、そこはどうなんでしょうか。

人権教育課長

学校からも、いじめの問題については喫緊の課題であるので、なんとか学校で取組を進めていこうと考えているが、こういった具体的なものがないので、どんな風にしていかという相談もたくさん寄せられております。具体的にこういった指導資料を配付させていただくことによりまして、こういったいじめの問題に対応するような取組を学校でも考えていただけますので、学級活動の時間などをうまく活用していただいて利用していただけるものと考えております。

柏木委員

今、学校の規模が段々小さくなってきて、子どもたちの数が限られてますね。子どもたちの人間関係が、幼稚園や保育園からずっと続いている中で、いじめというのは絶対出てくることだと思います。その中で、いじめを起こしてしまったことにする担任の先

生の責任みたいなものをみんな考えるんですが、担任の先生には起きてしまったことに対する責任はなくて、オープンにすることをまず大前提として、こういうのを配るときにも注意をして欲しいと思います。先生が自分の責任で、自分で解決をしようとして、上に報告しないことを実際目の当たりにしてきたこともあります。担任の先生がクラスでいじめがあることを認めない限り、学校としては動きようがないことも、当時、校長先生もおっしゃってました。担任の先生には責任がなくて、起こってしまったことにどう対処するかについて責任が先生には生じてくることを重々、最初の段階で各教員にお話をさせていただきたいと思うのが保護者の願いです。

あと、当事者でない子どもの親は、いじめにものすごくよく気がつきます。つまり、自分が関係ないので子どもが家に帰って親に言うわけです。〇〇ちゃんと〇〇ちゃんがどうだったということ。そういうときにそういう第三者の傍観者と言われる保護者の活用というのも変ですが、自分の子どもがおかしいと気づいたら学校に連絡をするという形だけではなく、クラスの子もたちの様子に異変があったことを自分の子どもが伝えた時にも、学校に連絡をするという形を取ると、もっと早くいじめがわかるのではないかと私は考えます。最初の小さいうちにみんなでも知って、みんなでも対処することもしっかり考えて、方法論として教職員の方にお伝えできればと思いますので、よろしくお願ひします。

丹保委員

配付ですが、これは5年生、6年生の学級数、中学校全学級、県立は全学級、あとは教育委員会とかいろいろ書いてありますが、教員に対しては配付しないんですか。学級を持たない先生もいますが。

人権教育監

これは配付規模でございます。学級にそのまま置くということではなく、学校でその辺をどういうふうにつか考えていただくようお願いをしているところです。

丹保委員

といいますと、学校に自動的に配るのではないんですか。

委員長

学級数分ずつ配っていくんですね。

人権教育監

配ります。その中でどの先生に、例えば人権教育担当の先生に持っていただくとか、生徒指導担当の先生に持っていただくとか、そういうところについては学校でお考えいただいているところが、今回の配付の仕方です。

丹保委員

私は担任の先生は是非見て欲しいと思っているんですね。その他の先生もいらっしゃるわけでしょう。極端に言えば校長先生もいらっしゃるし、教頭先生もいらっしゃるし、その先生はみんな担任の先生からお借りして、となりますか。そういうことを聞いているんですが。

委員長

だから、教員数でしかるべきじゃないか、ということなんでしょうが。

丹保委員

予算の関係で教員数までいかなければ仕方ないですが、少なくとも教員全員が目を通す形にさせていただいたほうがいいんじゃないかということです。担任を持たない先生もいらっしゃるので、そういう先生たちは、一度もこれを見たことがないというのではちょっと困るという気がするんですね。

委員長

そこは各学校の工夫に任せるということですか。

人権教育課長

はい。予算の関係で、今のところここまでしかできなかったのも、学校からも管理職や、先ほど言わせていただいたとおり、例えば生徒指導の担当とか、人権教育担当の代表の方が持っていただくことはとても大事なことになるので、増刷を望む声はたくさんいただいております。しかし今回の配付はこれが予算の精一杯のところですので、このCD-ROMをつかってそれぞれの学校でコピーしていただくなりしていただきたいと考えております。

委員長

この中に入っているのは、指導案が入っているということでもいいんですか。

人権教育課長

いいえ、全部同じものが入っています。

委員長

全部同じものが入っているわけですか。なるほど、これはコピーしても構わないというわけですね。

丹保委員

これは、コピーは自由なわけですね。

人権教育課長

はい。自由にコピーをしていただいて構いません。

丹保委員

これを各学校に配るとのことですね。分かりました。

委員長

そうすると、これをコピーすることによって、各学校でなんとか対応していただくということですか。それと同じことが私立学校の場合もそうだということでもいいんですか。そうすると、私立の学校の60冊は、私立の小中高で60ということはないですよね。60というのは、どういう根拠ですか。

人権教育課長

これは、私学課のほうから依頼をしていただいた数字ですので、分かりかねます。

丹保委員

それは調べておいたほうがいいですね。私学課から要求があったから全部出すというわけにはいかないでしょう。もし、1,000とかだったらどうするんですか。そんなわけにはいかないでしょう。何らかの根拠があるはずですよ。

副教育長

おそらく私学課分は教育委員会の予算ではなく、私学課の予算だと思いますので、ひ

よっとしたら私学課の予算の範囲の中でお願いしたのかもしれませんが、教育委員会のように各学級ではなく各学校に1部で、あとは学校で印刷して活用するというイメージだと思います。そういう意味で60という制限があって、この数字じゃないかと思われる。

委員長

一度報告してください。環境生活部の予算で、私学にどれぐらい配付したのかということは。

丹保委員

そうですね、説明を求められるかもしれませんからね。私学にどういうふう配付したのか。

委員長

これが公立だけにしか行っていないというわけでは絶対ないはずですが、私学としては、そういうことになっていたら気分のいい話ではないし、私立も問わず三重県の子どもにとってのいじめ問題を解決するための指導資料ですから、それについては、確認だけしておいてください。お願いします。

—全委員が本報告を了承する。—